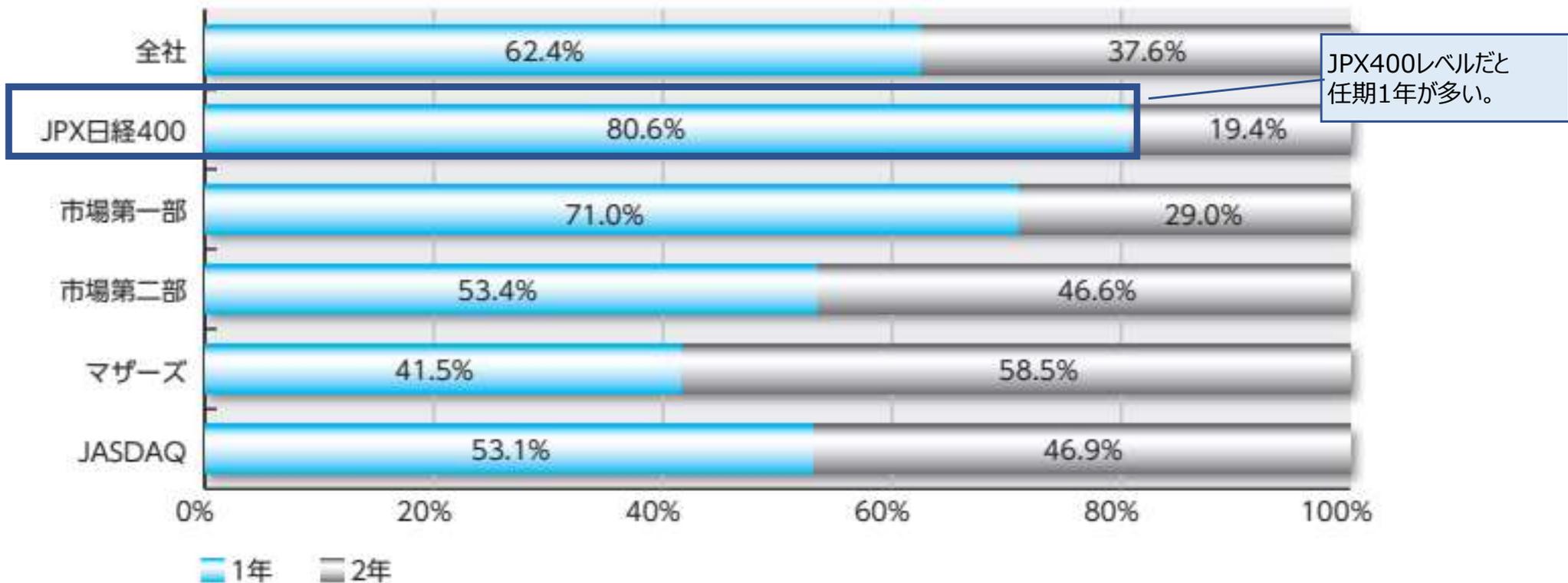


# 図表 66 定款上の取締役の任期（市場区分別）



## 【IPOの目線】

- **IPOするまでは10年**が良いと思います。  
(IPOしていない譲渡制限がある会社は最長で10年が認められています。実務上は株主総会を2年に一度して、再任の登記をするのも手間なので)
- IPOの段階でどれくらいの議決権を社内の取締役会の構成員で持つかにもよりますが、オーナー企業のIPOやマジョリティを取れているのであれば役員の専任議案が否認される可能性が低いことから**1年の方をオススメ**します。

## 【IRの目線】

- 1年にすることで採用できる会社法上の制度がいくつかあります。
- 会社法上の制度をうまく活用することで、結果として**年間のコストを削減できる可能性**があります。(株主数にもよりますが100万円弱は削減できる可能性があります)
- SRの目線では1年の方が取締役が**結果にコミット**している会社として評価が上がる傾向があります。  
(SR対応などもしっかりしているJPX400の構成銘柄の多くの会社で任期1年が多いのは上記の様な理由と推察しています)